

水質事故時の届出と応急措置の義務(下水道法第12条の9)

下水の排除の制限による規制の受ける特定事業場が該当します。

水質事故が発生し、有害物質や油が公共下水道に流入した場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を届け出なければなりません。

また、上記事故時に適切な応急の措置を講じていない場合は、応急の措置を講ずべきことを命じられることがあります。

「事故時の措置」が必要な事故とは・・・

特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、**有害物質又は油**を含む下水が公共下水道に流入するような事態が発生したときです。

事故時の措置の対象となる有害物質又は油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類（排水量にかかわらず）	
カドミウム及びその化合物	シスー1. 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1. 1. 1-トリクロロエタン
有機りん化合物	1. 1. 2-トリクロロエタン
鉛及びその化合物	1. 3-ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チウラム
ヒ素及びその化合物	シマジン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
四塩化炭素	※ アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
1. 2-ジクロロエタン	
1. 1-ジクロロエチレン	

※ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水量が50m³/日以上の上記事業場に限り適用されます。

以外の物質については、排水量にかかわらず、規制の対象となります。

水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に掲げる油（排水量50m³/日以上 of 事業場）

原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

事故時の対応 については、以下のとおりです。

事故が発生した場合、特定事業場の事業主は、終末処理場における有害物質等の流入による被害を最小限に抑えるために、できる限り迅速に対処し、各終末処理場へ連絡することが必要となります。

① 通報内容について

- 事業所名（連絡者名）、所在地、電話番号
- 事故発生日時（あるいは発見日時）、発生場所
- 事故内容（事故施設や流出物質と流出推定量等）、事故に対しての措置内容
- 応急措置後の状況
- ※ 全てが把握できていなくても、**逐次通報**してください。

まずは、電話で
水質事故発生の一報を！！

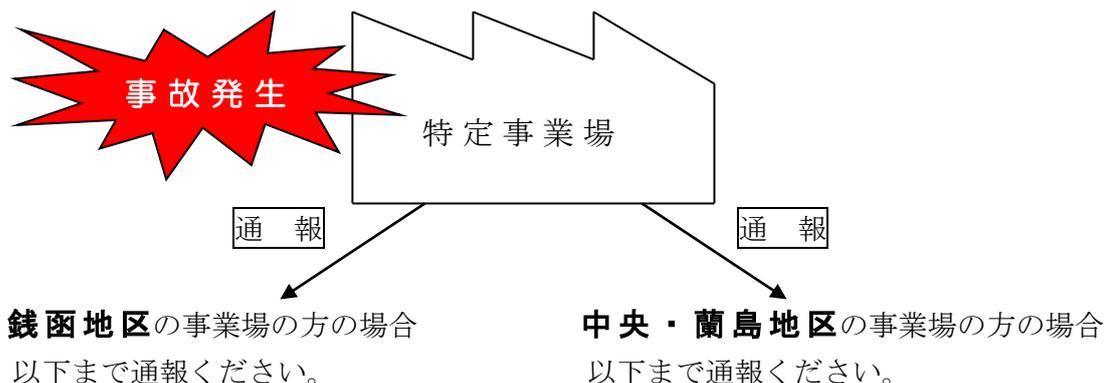
初期対応が極めて重要ですので、以上の内容を速やかに、報告してください。

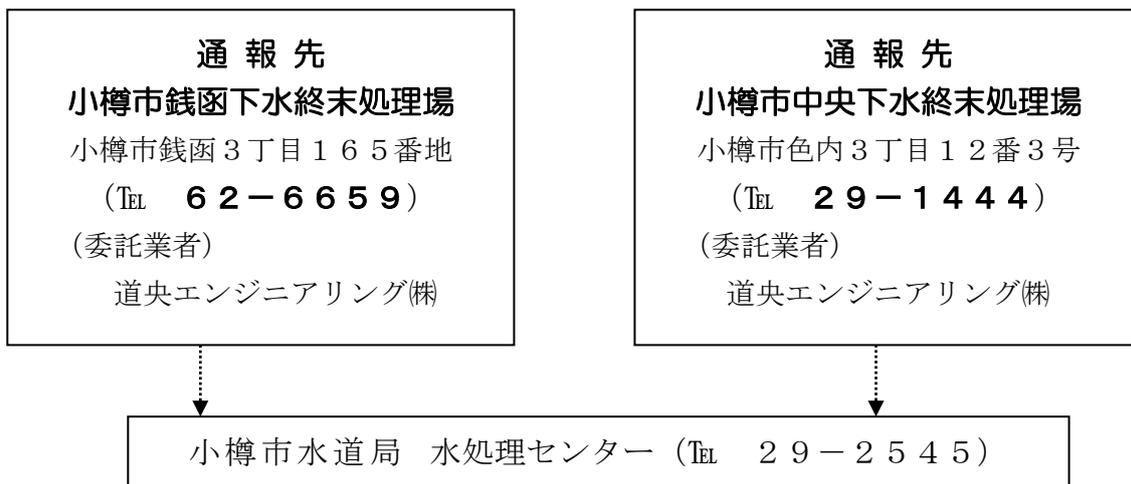
（通報は、電話でかまいません）

後日に、流出事故報告書を小樽市水道局長に提出していただきます。

② 事故通報先について（夜間、日祝等の休日も同様です）

水質事故が発生した場合には、上記通報内容をできるだけ早く通報してください。**通報体制は、以下のとおりです。**ご自分の事業場がどちらに該当しているか確認しておいてください。





③ 届出内容について

特定事業場は、事故の応急措置が済み次第、次の内容を届出する必要があります。

届出内容

- 上記通報内容の詳細を整理したもの
- 事故再発防止のための措置

水質事故の予防等

特定事業場から有害物質等を流出して生じる影響の大きさを考えますと、事業場内の管理については万全を期す必要があります。

最初は、小規模な事故と判断したものでも、意外に大きな事故に発展することがあります。次のような点について実施しておくとい良いでしょう。

① 有害物質等の流出予防

- ・ 薬品のタンクや配管が破損しても外部に漏れないよう、防液堤等を設けておくなどの対策の実施。
- ・ 油の流出予防の場合は、あらかじめ吸着マットや中和剤等を準備しておく。

② 非常時の連絡体制の整備、対応マニュアルの作成など。

- ・ 特定事業場内での事故発生時（発見時）の従業員の対応マニュアル作成
- ・ 責任者への連絡体制の整備と指揮命令系統の整備

③ 事故対応訓練などの実施。

- ・ たとえば、一度も押したことがない非常停止ボタンは実践では押せないことがあります。
- ・ 非常停止ボタン等で作動するかどうかのテストも必要です。（点検や記録等）